

第七十四回
帝國議會
貴族院

支那事變特別稅法中改正法律案特別委員會會議事速記録第一號

付託議案

支那事變特別稅法中改正法律案

臨時利得稅法中改正法律案

臨時租稅措置法中改正法律案

委員氏名

委員長 伯爵林 博太郎君
副委員長 男爵大井 成元君

伯爵島津 忠重君
侯爵中御門經恭君

侯爵池田 宣政君
子爵青木 信光君

子爵前田 利定君
子爵大河内輝耕君

子爵裏松 友光君
子爵大岡 忠綱君

中川 健藏君
男爵辻 太郎君

伍堂 卓雄君
柴田善三郎君

男爵本多 政樹君
男爵松平外與磨君

三浦 新七君
河田 烈君

西野 元君
森 平兵衛君

小倉 正恒君
磯野 庸幸君
下出 民義君
橋本辰二郎君
細田安兵衛君
野村 徳七君
出光 佐三君

昭和十四年三月二十二日(水曜日)午後三時三十五分開會

○委員長(伯爵林博太郎君) 只今ヨリ支那

事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法

中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律

案ノ特別委員會ヲ開會致シマス、大藏大臣

ヨリ御説明ヲ願ヒマス

○國務大臣(石渡莊太郎君) 大體増稅案ニ

付テ御説明致シマス、臨時利得稅及ビ物品

稅ヲ主ト致シマシタ増稅案デゴザイマスル

ガ、一應臨時利得稅カラ御説明シタイト存

ジマス、臨時利得稅ハ、時局ノ好影響ニ依

リマスル利得ヲ課稅ノ對象トスルモノデゴ

ザイマスルガ、此ノ中ニ甲種ノ利得ト乙種

ノ利得ト二ツノ利得稅ヲ含ムデ居ルノデゴ

ザイマス、デ甲種ノ利得ハ從來ノ古イ臨時

利得稅デゴザイマシテ、之ニ對スル課稅ハ

昭和四、五、六、三年ノ所得ト比較致シマ
シテ増加シタ部分ニ課稅致スノデゴザイマス
ルガ、此ノ方ノ利得稅引上ハ今回極メテ輕微
ニ致シテアルノデゴザイマシテ、主トシテ乙種
ノ利得、即チ昨年新シク設ケマシタ乙種利得
ニ對スル所ノ課稅ニ付キマシテ、相當ノ引上ヲ
行ツテ居ルノデゴザイマス、是ハ昭和九年、

十年、十一年ノ三箇年ト比較致シマシテ、増
大致シテ居リマスル收益ヲ目標ト致シテ居ル
ノデゴザイマシテ、所謂事變利得ト申シテ

モ宜シイモノト思フノデゴザイマス、即チ

此ノ方ノ、此ノ九、十、十一、三年ノ平均

利益ニ對シマシテ、稅率ヲ引上ゲテ居リマス

モノハ、會社ニ付テハ約三割三分ノ引上ヲ

行ツタノデゴザイマシテ、即チ百分ノ三十ノ

稅率ヲ百分ノ四十二ニ致シタノデゴザイマス、

個人ニ付キマシテハ二割五分程度引上ゲタ

ノデゴザイマシテ、百分ノ二十ヲ二十五ト

致シタモノデゴザイマス、尤モ是ニハ今日

資本金額十萬圓以下ノ小法人ニ付キマシテ

ハ多少輕減ヲ行ツテ居ルノデゴザイマシテ、

是ハ今回ノ引上モ百分ノ三十迄引上ゲタ譯

デゴザイマス、先程申上ゲマシタ通り、昭

和四、五、六ノ三箇年度ニ比較致シテ起キ

マスル所ノ甲種利得ニ付キマシテハ、會社ニ
付テハ現行稅率百分ノ十七・二五ヲ百分ノ二
十デゴザイマスカラ、極メテ輕微ナ引上デ
ゴザイマス、個人ニ付テハ百分ノ十一・五
ヲ十二トシタノデゴザイマスルカラ、〇・五
ノ引上デゴザイマス、ソレカラソレダケノ
改正デゴザイマスルガ、其ノ外ニ一ツノ此ノ

臨時利得稅ニ付キマシテ改正サレマシタ大
キナ點ハ、會社ヲ新設致シマシタ場合ト、從
來ノ會社ニ對スル分トノ間ニ、今日ハ計算

方法ヲ別ニ致シテ居ルノデゴザイマス、即

チ新會社ハ、之ニ對シテ甲種利得ニ付テハ

百分ノ七迄ヲ認メテ居リマスシ、乙種ノ利

益ニ付テハ百分ノ十迄認メテ居ルノデゴザ

イマスガ、ソレヲ昭和十二年一月以後ニ於

ケル増加資本ニ付キマシテハ、新設會社ト

同様ノ見方ヲ致スコトニ致シタノデゴザイ

マス、之ニ依リマシテ相當ノ收入ヲ得テ居

ル譯デゴザイマス、是ハ新シキ資本デゴザ

イマスノデ、其ノ新シキ資本ノ儲ケ歩合ト

云フモノヲ、新設會社同様ニ見タ、斯ウ云

フコトデゴザイマス、從來ハ、從來アリマ

シタ會社ノ新資本ト云フモノハ、元ノ古ク

カラアリマシタ會社ノ資本ト同一ニ見タ、

從ツテ一割五分ノ儲ケノアツタ場合ニハ、新資本モ亦一割五分ノ收益率ノアルモノト見テ居ツタノデアリマスルガ、今回ノ改正ニ依ツテ甲種ノ資本ニ付テハ七分、乙種ノ資本ニ付テハ一割ト云フモノヲ見テ其ノ餘ノ分ニ付テハ、課稅ヲ致シタイト斯ウ考ヘテ居ル次第デゴザイマス、ソレカラ個人ノ船舶、鑛業權ノ讓渡ニ依ル所ノ利益ニ付テハ、是ハ從來課稅シテ居ラナカッタノデゴザイマスルガ、是ハ此ノ前、戰時利得稅ノ時分ニ課稅致シタト同様ニ、之ニ課稅スルコトトシタイト存ジテ居ルノデゴザイマス、此ノ讓渡ノ利益ハ前年中ニ於キマスル船舶、鑛業權等ノ讓渡ニ依ル所ノ總收入金額カラ經費ヲ引イタモノデ計算ヲシタイト存ジテ居タノデゴザイマスルガ、此ノ點ニ於キマシテハ、衆議院ニ於キマシテハ相當ノ修正ヲ受ケタノデゴザイマス、其ノ稅率ハ二千圓ヲ控除致シマシタアト百分ノ二十五、二割五分ノ稅率デゴザイマスルガ、是ハ個人ノ臨時利得稅ニ對スル所ノ稅率デゴザイマス、是ガ臨時利得稅ニ對スル改正デゴザイマス、稅率トソレカラ新會社ノ新資本ノ計算、鑛業權、船舶ニ對スル個人ノ分ニ對スル課稅、此ノ三ツニ依ツテ居ル譯デゴザイマス、ソレカラ其ノ次ガ利益配當稅デゴザイマスルガ、

併シ一昨年設ケラレマシタ新稅デゴザイマシテ、配當金年七分ヲ超ユル部分ニ付テ、一割ノ課稅ヲ致シテ居ルノデゴザイマスルガ、之ヲ今回一割ヲ超ユル部分ニ對シマシテハ一割五分ノ課稅ヲシタイト存ジテ居ルノデゴザイマスガ、併シナガラ一割五分ノ配當ヲシテ居ル會社ガ其ノ配當金ニ對シテ、全部一割五分ノ課稅ヲ受ケル譯デハゴザイマセヌ、七分以下ハ非課稅、七分カラ一割迄ノモノハ一割、一割ヲ超ユルモノハ一割五分ト云フヤウニ累進稅率ニ依ツテ居ル譯デゴザイマシテ、其ノ負擔ハ、此ノ引上ニ對シマスル負擔ノ増加ト云フモノハ比較的僅少デゴザイマス、ソレカラ年四分ヲ超ユル國債ノ利子、又ハ四分五厘ヲ超ユル國債、公社債ニ付キマシテモ、其ノ稅率ヲ一割ヨリ一割五分ニシタイト存ジテ居ルノデゴザイマス、ソレカラ物品稅デゴザイマスルガ、物品稅ハ、是ハ比較的負擔力アリト認メラレル品物、又ハ此ノ際不急ト認メラレル消費ニ課稅スルノ考カラシマシテ、課稅品目ノ範圍ヲ擴張致シマスルト同時ニ、稅率ノ引上ヲ行ツタモノモゴザイマス、範圍ヲ擴張致シマシタモノトシマシテハ、小賣課稅物品ト致シマシテ、織物ノ比較的高級ナ品、ソレカラ電氣器具、瓦斯器具、玩具、文房具、運動具等ヲ

之ニ追加致シタノデゴザイマス、ソレカラ製造課稅物品ト致シマシテ、茶、コーヒー、ココア、化粧石鹼、齒磨等ヲ追加シマシテ、孰レデモ一割ノ稅率ニ依ツテ課稅スルコトニ致シタイト存ジタノデゴザイマス、是等ハ茶ニ付キマシテモ一定ノ下級品ヲ省ク積リデ居ツタノデゴザイマス、齒磨ニ付キマシテハ、粉齒磨ヲ省キタイト存ジテ居ツタノデゴザイマス、ソレカラ織物、電氣器具、瓦斯器具、玩具、文房具、運動具等ニ付キマシテモ、最低ノ課稅ヲスル積リデ居リマシテ、成ルベク一般大衆ノ負擔ノ増加ヲ避ケタイト思ツテ居ルノデゴザイマス、是等ニ對シマシテ、免稅點ヲ如何ヤウニ設ケルカト云フコトニ付テハ、御手許ニ御配リ致シテアリマスル政府ノ勅令案、省令案等ニ依ツテ御覽願ヒタイト思ツテ居ルノデゴザイマス、是ガ範圍ノ擴張ノ問題デゴザイマスルガ、此ノ外ニ今日課稅致シテ居リマスル此ノ毛皮ノ製品、羽毛製品、乗用自動車、化粧品、此ノ四ツニ付キマシテハ、一割ノ課稅ヲ一割五分即チ五分ダケ引上ゲタイト存ジテ居ルノデゴザイマス、其ノ他、酒ニ對スル稅酒ハ清酒、白酒、燒酎、麥酒、葡萄酒、酒精、酒精含有飲料等ニ付キマシテモ、ソレト引上ゲタイト存ジテ居ルノデゴザイマス、

主タルモノハ酒デゴザイマシテ、一石ニ付テ五圓、麥酒ニ對シテモ五圓、斯ウ云フコトニ相成ル譯デアリマスルカラ、結局酒ニ付キマシテハ造石稅ト合セマシテ五十五圓、麥酒ニ付テハ四十五圓、斯ウ云フ稅率ニ相成ル譯デゴザイマス、ソレカラ新シク館、葡萄酒、葡萄酒、麥芽等ニ對シマシテ、百斤ニ付テ二圓ノ稅率ヲ以テ課稅致シタイト存ジテ居ルノデゴザイマス、是ガ大體物品稅ニ對シマスル課稅ノ問題デゴザイマスルガ、是ト同時ニ清涼飲料稅、是ハ炭酸瓦斯ヲ含ム飲料ニ對シテ課稅スルモノデゴザイマスルガ、是ハ從來增稅ノ範圍外ニ置カレテ居ツタノデアリマスガ、外ノ方ノ消費稅ガ皆上ツテ來ルモノデゴザイマスカラ、此ノ際之ニ對シマシテモ幾分ノ增稅ヲ致シタイト思ツテ居ルノデゴザイマシテ、玉「ラムネ」ニ付テハ一石七圓ヲ八圓五十錢ニ、其ノ他ノ「サイダー」等ニ付テハ一石ニ付キ十圓ヲ十五圓ニ、又此ノ炭酸瓦斯ヲ用ヒマシテ其ノ儘曹達水等ヲ造ツテ居リマスルモノニ付テハ、瓦斯ノ使用料「キログラム」三圓ヲ四圓五十錢ニ引上ゲルコトニ致シタイト存ジテ居ルノデアリマス、此ノ第三種ノ稅率ハ大體「サイダー」等ニ對スル稅率ト同様デゴザイマス、砂糖消費稅ニ付キマシテハ、是

ハ收入ニ於テ一割ノ増徴ヲ致スコトニ致シテ居ルノデゴザイマシテ、大體ニ於テ百斤七十錢ノ引上ヲ致シタノデゴザイマス、一斤ニ付キ七厘ノ引上ヲ致シテ居リマス、唯樽入黒糖ニ付キマシテ八百斤ニ付テ五十錢、一斤ニ付テ五厘ノ引上ニ止メテ居ルノデゴザイマス、尙糖蜜、糖水等ニ付テモ砂糖トノ權衡ヲ考ヘマシテ、ソレノ引上ゲテ居ルノデゴザイマス、ソレカラ物品切手ニ付キマシテハ現在一通ニ付テ三錢ノ印紙稅デゴザイマス、是ハ今回記載高三圓以下ノモノニ付キマシテハ、從來通り一通三錢ノ稅率ト致シマシテ、五圓以下ノモノニ對シマシテハ一通十錢、十圓以下ノモノニ付テハ一通三十錢、以下順次増加シマシテ百圓ヲ超ユルモノニ付テハ、一通ニ付キ三圓ト云フヤウナ稅率ニ致シタノデゴザイマス、ソレカラ新シク設ケマシタ稅ト致シマシテハ、建築稅、遊興飲食稅等ヲ殖エタノデアリマス、是ハ一面ニ於キマシテ建築、即チ住宅建築ト遊興飲食ト云フノヲ引括メマシテ茲ニ奢侈稅ノ……一ツノ綜合的奢侈稅ヲ考ヘタ譯デゴザイマシテ、建築稅ハ、此ノ際不急ト認メラレル所ノ種類ノ建築ヲ避ケル爲ニ、建築價額一萬圓以上ノ住宅、料理店、貸席、劇場、活動寫眞館等ヲ建築

シタルモノニ對シテ課稅スルト云フコトニ致シマシタコトハ、先般本會議ニ於テ御説明致シタ通りデゴザイマス、尙課稅ニ當リマシテハ建築價額ヨリ五千圓ヲ控除致シマス、總テノ建築カラ五千圓ヲ引キマシテ課稅スルコトニ致シタイト存ジテ居リマス、ソレカラ長屋「アパート」ノ建築ニハ課稅致サナイ見込デアリマス、ソレカラ遊興飲食稅デアリマスガ、是ハ從來地方稅デアリマシタ、遊興稅ハ花代ニ課稅シテ居ッタノデアリマスガ、之ニ對シマシテ消費金額ニ對シテ課稅致シテ居ル所モアリマシテ、地方稅ノ課稅ノ形ハ區々デアリマスガ、今回之ヲ國稅トシマシテ統一一致シマシテ、花代ノ外ニ飲食ヲ加ヘマシテ一人一回五圓以上ノ料金ニ對シマシテハ、一割乃至二割ノ稅率ヲ以テ課稅セムトスルノデアリマス、是ハ地方稅タル遊興稅ニ付テハ、ソレニ相當スル所ノ金額ハ地方團體ニ交付スル見込デアリマス、歳入等ニ付キマシテハ先程本會議ニ於テ申上ゲタノデゴザイマスガ、主タル收入ハ臨時利得稅ニ於テ八千八十萬餘圓、ソレカラ物品稅ニ於テ五千五百八十餘萬圓、是ガ今回ノ増稅ノ主タル對象デアリマス、遊興飲食稅ニ於テハ三千七百六十餘萬圓ノ收入ノ見込ニナツテ居リマスガ、此ノ

中千八百萬圓ハ地方交付金トシテ交付スル見込デアリマス、昭和十四年度ハ千八百萬圓デアリマシテ、昭和十五年度ニ於テ二千萬圓ノ豫定デアリマスカラ、ソレヲ引キマスト千七百萬圓程ノ收入増ニ相成ル豫定デアリマス、是ガ大體ニ於キマシテ今回増徴致シマスル増稅案ノ御説明デゴザイマス、ソレカラ臨時稅措置法中改正法律案ニ付キマシテ大體ノ御説明ヲ致シマス、是ハ先程本會議ニ於キマシテ御説明致シマシタノト略、同様デゴザイマスカラ、取立テ、申上ゲル程ノコトモゴザイマセヌ、ソレカラ衆議院ニ於キマスル修正案デゴザイマシタガ、是ハ先程モ本會議ニ於テ申上ゲマシタガ、一應申上ゲテ置キタイト存ジマス、船舶、鑛業權等ノ讓渡利得ニ付テハ前年中ノ實績ニ對シテ本年分ヨリ課稅ヲスル、斯ウ云フ原案ニナツテ居ッタノデゴザイマスガ、ソレハ前年中ニ於テ此ノ課稅ヲ少シモ知ラナイ間ニ、サウ云フヤウナ儲ケノアツタモノハ、今日外ニ使ヒ果サレテ居ルモノガ相當ニアルノニ、今日サウ云フ高率ナ課稅ヲ致サレト云フコトハ、餘リニ殘酷デアルト云フヤウナ修正ノ意見ガゴザイマシタ、ソレド結局本年一月一日以後ノ讓渡ニ依ル所ノ利得ニ對シテ課稅ヲスル、前年ノ實績

ニ對シテ課稅ヲスルコトヲ止メテ、今年ノ讓渡、即チ今年一月一日以後ノ讓渡ニ依リテ、丁度會社ノ所得稅ヲ決定致シマスヤウニ、讓渡ノ後一二箇月ノ間ニ本人ガ申告シマシテ、其ノ申告ニ基イテ稅務署ガ決定スルト云フヤウニ致スト云フコトニ、過日修正ニ相成ツタ譯デゴザイマス、之ニ依リマシルト歳入ハ殆ド變リゴザイマセヌ、詰リ前年ノ實績ニ依ツタモノヲ、本年ハ本年讓渡シタモノニ課稅スルト云フノデゴザイマスカラ、歳入トシテハ殆ド増減ハゴザイマセヌ、唯課稅ニ相成ル對象ガ變々ト云フコトニ相成ル譯デゴザイマス、尙政府ノ原案ニ於キシマテハ、昭和十四年四月一日以後ニ鑛業權ヲ原始的ニ取得シタルモノノ讓渡ノ利得ニ付テモ課稅シナイコトニナツテ居ッタノデアリマスガ、ソレハ昭和十四年一月一日以後ノ原始所得ニ付テモ非課稅トスルノガ至當デハナイカト云フノデ、此ノ點モ修正ニ相成ツテ居ル次第デゴザイマス、ソレカラ修正ノ第二點ハ、物品稅ノ範圍ヲ擴張スルモノノ中ニ、化粧用石鹼、齒磨ソレカラ茶デゴザイマスガ、此ノ茶ニ付テハ詰リ綠茶、日本茶ト云フモノニ付テ課稅スルト云フコトハ、生活必需品ノ物ニ課稅スルト云フコトハ面白クナイト云フノデ、化粧用

石鹼、齒磨、日本茶ト云フモノニ付テ削除ニ相成ツタノデゴザイマス、ソレカラ修正ノ第三點ハ、對スル課稅デアリマスガ、餉ノ百斤ニ付キ二圓ト云フモノハ、是ハ麥芽餉、即チ赤餉ト通常呼バレテ居ルモノデアリマス、詰リ晒サナイ餉ニ付テハ、是ハ二圓ハ高過ギルカラ一圓五十錢ニシタラドウカ、斯ウ云フコトデ其ノ點ヲ削除ニ相成ツテ居ル譯デゴザイマシテ、此ノ外勅令案等ニ於テ指定ヲ致シタイト思ッテ居リマシタ洋服ノ最低限、三ツ組洋服ノ六十五圓ノ原案ハ、低過ギルカラ七十圓ニ引上ゲテ課稅シロト云フ修正ノ意見デゴザイマス、是等ヲ合セマスト初年度ニ於テ物品稅ノ減稅ハ四百二十萬圓、平年度ニ於テ四百四十五萬圓ノ減收ニ相成ルカト思フノデアリマス、ソレ等ニ關聯致シマシテハ、尙御尋ニ依ッテ詳細御答ヲ申上ゲタイト存ズル次第デアリマス、ソレカラ修正ノ第四點ハ、遊興飲食ニ關スル字句ノ修正デアリマス、其ノ他徵收補助ノ交付金ヲ百分ノ三以內ニ改メロト云フヤウナ註文ヲ受ケテ居ル譯デアリマス、其ノ他徵稅即チ「バー」「カフエ」等ニ付テ五圓以下ノ飲食等ヲ一々分ケルト云フコトハ極メテ困難デアルシ、又相當サウ云フモノガ免レルト云フコトモ此ノ時節ニ面白

カラヌコトデアルカラ、寧ロ五圓以下ノモノニ對シテモ相當課稅ノ途ヲ講ズベシ、斯ウ云フコトデアッタノデアリマシテ、此ノ點ハ内務省ト打合せマシテ、内務省ニ於テ總額五圓以下ノモノニ對シテモ、地方ヨリ申出ノアツタ場合ニハ、地方稅トシテ課稅ラシタイ、ソレヲ許ス、斯ウ云フコトニ御答ニナツテ居ル譯デゴザイマス、大體此ノ増稅案及ビ衆議院ノ修正案ニ付キマシテ申述ベタ次第デアリマス、尙御尋等ニ依リマシテ御答ヲ申上ゲマス

○委員長(伯爵林博太郎君) 質問ハ明日ニ讓リタイト思ヒマス、此ノ際資料ノ提供等ニ付テ御望ノ方ハ御述べ願ヒタイト思ヒマス

○子爵大河内輝耕君 大分詳シイ御説明デ分ルノデスガ、又此處ニモ材料ヲ御配リデスカラ、或ハ此ノ中ニアルカ知レマセヌガ、一々讀ミマセヌガ、アルナラアルト御指摘願ヒタイ、私ガ願ヒタイノハ度々ノ増稅デ稅率ガ分ラナクナツテ居リマスカラ、此ノ前ノ案ノ、現行法ト此ノ今度ノ増稅案ト、稅率ガ、ドウ云フ風ニ變ッテ居リマスカ、表ノヤウニシテ分ルヤウニシテ載キタイ、御示シテ願ヒタイ、ソレカラ此ノ各稅ガ、ドノ位ノ増稅ニナリマスカ、金額モ今仰シタト思

ヒマスガ、一々覺エテ居リマセヌ、之ヲ一ツ何デス各稅毎ニ幾ラノ増稅ニナツテ居ルト云フコトヲ御願ヒシタイ、ソレカラ是ハ大藏大臣、大藏省ノ方ニ願フノモドウカト思ヒマスガ、只今ノ御説明ハ一ツ印刷ニシテ至急御シテ載キタイト思ヒマス、速記録ハナカク出來マセヌデスカラ、ソックリ其ノ儘御アリグラウト思ヒマスカラ、明日ノ朝迄デ結構デゴザイマスカラ、委員ノ數ダケ印刷シテ御廻シニナツテ載キタイト思ヒマス、勿論是ハ事務局ノ方ニ仰シヤッテ下サツデモ、ドチラデモ宜シウゴザイマス、マア是ダケ御願シテ置キマス

○細田安兵衛君 資料ノ請求ヲ致シマス、印紙稅ノ中ノ物品切手ニ關係シマシテ、三圓、五圓、十圓カラ百圓迄、各種毎ノ數字ヲ承リタイト思ヒマス、其ノ資料ヲ一ツ載キタイト思ヒマス

○森平兵衛君 私モ材料ノ中ニアルカ存ジマセヌガ、要スルニ今回此ノ國債ヲ四分以上、地方債、社債等ハ四分五厘以上デスカ、ト云フモノガ稅ガ高クナリマス、是等ノ表デスネ、地方債デハ幾ラ、社債ハ幾ラ、國債デハ四分以上ノモノハ幾ラ、現在高ノ御調ガアレバ……、現在ノガアリマセヌベ最近ノ表デモ結構デアリマス、ソレトモウ一

ツハ十三年度ノ、昨年度ノ十二月迄ヲ願ヒタイト思フノデスガ、十二月迄ノガ願ヘマセナシラ上半期ダケデ宜シイ、總テ直接稅、間接稅、豫算ガ斯ウナツテ、收入ガ斯ウ較表デスネ、豫算ガ斯ウナツテ、收入ガ斯ウナツテ居ル、收入ガ是ダケノ程度デ豫算ニ達シテ居ルトカ、或ハ是ハ豫算ニ達シナイト云フモノガアリマシタラ、之ヲ表ニシテ御示シテ願ヒタイ、此ノ二點デアリマス

○國務大臣(石渡莊太郎君) 御註文ノ表ハ御手許ニ御配リシタモノデ御分リニナルモノモアルカト存ジマスガ、御手許ニ御配リシタモノニ含マレテ居ナイモノハ至急調製致シテ提出致シマス、ソレカラ大河内サシノ、私ノ今喋ッタモノヲ刷ッテ出セト云フ仰セデゴザイマスガ、少シ餘計ナ事ヲ喋リマシテ、實ハ原稿ハゴザイマセヌガ、私ノ喋ッタモノトハ多少違ッテ居ルカト存ジマスカ、大體ニ御分リニナルヤウナモノヲ出シタイト思ヒマス

○橋本辰二郎君 私モ資料ヲ御願ヒ致シマス、十三年度ニ於ケル第三種所得ハ、モウ既ニ確定シテ居ルコトト思ヒマス、各階級毎ニ於ケル所ノ納稅人員、其ノ所得額及ビ其ノ稅ノ負擔額、此ノ稅ノ負擔額ト云フモノハ附加稅ヲ合セタモノデス、其ノ一覽表ヲ御

願ヒシタイト思ヒマス、ソレカラ只今森委
員カラ御話ガアリマシタガ、過日大藏省ハ、
直接税、間接税其ノ他ト云フモノヲ御發表
ニナツテ居リマスガ、其ノ税種毎ノ實收額、
若シクハ收入豫定額ノ一覽表ヲ頂戴致シタ
イト思ヒマス、是ハ材料ニ依ツテ調べレバ
或ハ此ノ参考書、其ノ他デ分ルカ知レマセ
ヌケレドモ、チョット面倒デスカラ、大藏省
デ直ク御作製ガ可能ト思ヒマスカラ、ソレ
ヲ御願ヒ致シタイト思ヒマス

○子爵前田利定君 大河内君ノ只今ノ御要
求ニ關聯シテ居ルノデスガ、ソレニ付テ伺
ヒタイト思ヒマスガ、衆議院ノ本會議並ニ
衆議院ノ該特別委員會デ御説明ニナツタノ
ト、只今此ノ席デ御述ニナツタノトハ、大體
同ジヤウニ私ハ伺フノデアリマスカラサウデ
アリマスカ、尤モ衆議院ニ於テ修正シタモ
ノニ付テノ御説明ハ、是ハ衆議院ノ方ノ委員
會ノモノデ、其ノ他ノ説明ハ大體アレト同
ジト心得テ宜シウゴザイマスカ

○國務大臣(石渡莊太郎君) 同様デゴザイ
マス
○委員長(伯爵林博太郎君) 何カ外ニ御要
求ガゴザイマスカ

○子爵大河内輝耕君 今一點願ヒマス、チ
ヨット申シ志レマシタガ、少シ面倒ト思ヒマ

スガ、出來ルダケデ宜シウゴザイマスカ、
今度ノ増税ニナリマス所ノ課税標準額ノ増
加ノ趨勢ヲ見タイ、例ヘバ砂糖消費ガドウ
云フ風ニ増加シテ來テ居ルカ、ソレカラ臨
時利得ガ法人ナリ個人ノ臨時利得ナンカハ、
ドンナ風ニ増加シテ來テ居ルカト云フコト
ヲ見タイノデアリマスカ、サウ細カイ事ハ
願ヒマセヌ大體デ宜シウゴザイマス、出來
ル限り細カイモノデ宜シイカラ、各税目毎
ニ調ヲ願ヒタイト思ヒマス

○委員長(伯爵林博太郎君) 他ニ御要求ゴ
ザイマスカ
○柴田善三郎君 大藏大臣カラ、五圓未滿
ノ歡興税ト云フモノニ付テ地方税ヲ認メラ
レルヤウニ内務大臣カラ御答ニナツタト云
フヤウニ承リマシタガ、サウ致シマシタラ
從來ノ地方税デ五圓未滿ノモノト、五圓以
上ノモノト地方税ノ、府縣稅デ宜シウゴザ
イマスカ、ドンナ金額ニソレガ各、ナリマセ
ウカ、分リマシタラ其ノ表ヲ一ツ御願ヒ致
シマス、或ハ内務省ノ關係デアルカモ知レ
マセヌガ……、ソレカラ建築稅ノ關係ニ於
キマシテ不動産取得稅ノ關係、不動産取得
稅デ、地方稅デ從來建築ノ際ニ賦課シテ居
ルノデアリマスカ、是ハ不動産取得稅ト云
フコトデアリマスカラ、一面建築稅ヲ取

ラレ、反面ニ於テ地方稅トシテ不動産取得
稅トシテ課シテ差支ナイモノデアルカラ、
マア附加稅デヤアリマセヌガ、チョット附加
稅類似ノヤウナ關係ニナリマスガ、建築ノ
爲ニ地方ガ賦課シテ居ル其ノ全額ガ、ド
ノ位アルカト云フコトガ推定デ分リマシタ
ラ、是モ内務省ノ關係ニナリマスカ知レマ
セヌガ、委員長ニ於テ、其ノ數字ヲ提出サ
レルヤウ御取計ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソ
レカラモウ一點酒ニ關スル物品稅デアリマ
スルガ、今回五圓増徴サレト云フコトデ
アリマスカラ、其ノ五圓増ス爲ニ、收入ガ
幾ラ殖エルカト云フコトト、ソレカラ一面
ニ於テ承リマスルト、此ノ年度ニ於テハ全
國ノ釀造石數ヲ一割大藏省ガ減ラサレル
ト云フコトヲ承ツテ居リマス、サウスルト物
品稅ノ關係デナシニ、増石數ヲ減シタ爲ニ
本年度減收ニナリマスモノハ、租稅トシテ
相當大キイデハナイカト思ヒマスガ、其ノ
爲ニ減收ニナルノガ幾ラ、物品稅ノ増徴ノ
爲ニ殖エルモノガ幾ラカ、ソレヲ一ツ數字
ニ依ツテ御示シヲ願ヒタイ

○國務大臣(石渡莊太郎君) 大體、今柴田
サンノ仰シヤイマス酒ノ一割減石ノ分ト増
稅ノ分トハ、稅率ガ五十圓デゴザイマスカ
ラ、今ノハ物品稅ト兩方デ五十圓デゴザイ

マスカラ、結局一割減石ニ依ツテ減ツタモノ
ト、今回増稅ノ、増收ニナルモノト略、匹敵
スルモノト思ツテ居リマス
○委員長(伯爵林博太郎君) 他ニ御要求ガ
アリマスカ……ゴザイマセヌケレバ本日ハ
此ノ程度デ以テ散會致シマシテ、明日ハ午
前十時開會致シマスカラ、ドウゾ御集リヲ
願ヒマス、本日ハ是デ散會致シマス

午後四時十一分散會
齎出席者左ノ如シ
委員長 伯爵林 博太郎君
副委員長 男爵大井 成元君
委員
公爵島津 忠重君
侯爵中御門經恭君
侯爵池田 宣政君
子爵青木 信光君
子爵前田 利定君
子爵大河内輝耕君
子爵裏松 友光君
子爵大岡 忠綱君
中川 健藏君
男爵辻 太郎君
柴田善三郎君
男爵本多 政樹君
男爵松平外與麿君

ラ、今ノハ物品稅ト兩方デ五十圓デゴザイ

三浦 新七君

西野 元君

森 平兵衛君

小倉 正恒君

磯野 庸幸君

下出 民義君

橋本辰二郎君

細田安兵衛君

野村 德七君

國務大臣

大藏大臣 石渡莊太郎君

政府委員

大藏省主稅局長 大矢半次郎君

大藏書記官 田中 豐君

昭和十四年三月二十三日印刷

昭和十四年三月二十四日發行

貴族院事務局

印刷者 內閣印刷局